



# 高額療養費の還付 を装った詐欺に注意!!

自治体の職員等が以下のことをすることは  
**絶対にありません**

- × ATMの操作をお願いすること
- × 自宅に訪れ、キャッシュカード等を預かること
- × 受給に当たり、手数料の振り込みを求めること
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

## 高額療養費について

- ・ 高額療養費制度は、医療費の自己負担額（窓口で支払う費用）が一定額以上になる場合に、その額を超えた部分の費用を払い戻したり、窓口での支払いを不要としたりする制度です。
- ・ 高額療養費制度を利用するための口座の登録をお願いする場合、まずはじめに、自治体等から高額療養費の申請書を**郵送**します。
- ・ **郵送せずに電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、通帳をお預かりすることは絶対にありません。**  
**ATMの操作をお願いすることも絶対にありません。**

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

- ・ 2022年10月から、75歳以上で一定以上の所得のある方は医療費の窓口負担割合が2割になります(窓口負担割合が3割の方を除く)。
- ・ 2割負担となる方には、1か月の負担増加額を3,000円までに抑えるため、自己負担額(窓口で支払う費用)との差額を「高額療養費制度」の口座へ後日払い戻します。
- ・ そのため、高額療養費の口座が登録されていない方には、2022年秋頃に、自治体等から高額療養費の申請書を**郵送**します。

不審に思ったらご相談ください。

- ◆ お住まいの市区町村担当窓口
- ◆ 最寄りの警察署または警察相談専用電話 **#9110**
- ◆ 消費者ホットライン(局番なし) **188 (いやや!)**